

刑事訴訟法等の改正により出国制限制度が創設されました



出国制限制度とは

令和7年5月15日から、拘禁刑以上の実刑判決を受けた者等は、裁判所の許可を受ければ、日本から出国することが禁止されました（刑事訴訟法第342条の2、345条の2、494条の3等）。

この制度は、「日本人」にも「外国人」にも適用されます。



出国が禁止される者



- ① 拘禁刑以上の実刑判決を受けた者
- ② 拘禁刑以上の実刑で一部執行猶予の判決を受けた者
- ③ 罰金の裁判の告知を受けた者で、罰金を完納できないおそれがあるとして、裁判所から出国禁止命令を受けた者

【裁判所の許可を受ければ、出国しようとする】

出国が禁止されている者が裁判所の許可を受ければ、空港や港から出国しようとすると、入国審査官が出国の確認を留保することができます。

そうなると、出国できなくなるだけでなく、検察官の請求や裁判所の判断で勾留など身柄を拘束されることになります。

この制度は

- 実刑判決を受けた時に「今後は出国が禁止される」と言われなくても
- 裁判が続いている（控訴・上告中）
- 実刑判決を受ける前までは自由に出国ができても
- 保釈が認められていても
適用されて出国が禁止されることになります。

